

事務連絡
令和3年3月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課長

新型コロナウイルス感染症感染制御等における体制整備等に係る
DPAT の活用等について（依頼）

現在、政府をあげて新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期における様々な局面においてご尽力いただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

今般、都道府県等に宛てた「高齢者施設等における感染制御及び業務継続の支援のための都道府県における体制整備や人材確保等に係る支援について」（令和3年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（別添1）及び「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」（令和3年2月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（別添2）において、業務継続にかかる支援チームの形成に当たり、DPAT の人材を活用することや、患者等のメンタルヘルスケアのため DPAT を活用することを検討いただくようお願いしています。

一方で、DPAT の活用等に当たっては所属医療機関の合意が得られていることが前提となることに加え、本来、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症等の対応については DPAT の活動対象となっておらず、感染症への知識等を必ずしも十分に備えているとはいえないことから、個々の DPAT によって対応可能な内容等が異なる場合が想定されます。したがって、DPAT の活用等に当たっては、まず都道府県の DPAT 統括者に相談の上、地域や所属医療機関等の状況に応じた活動内容等の調整を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県におかれては、本事務連絡の内容についてご理解いただくとともに、DPAT 関係者の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局地域医療計画課精神科医療等対策室

電話：03-5253-1111

松井（4260）、上野（2771）、長谷川（2521）